

自動車税種別割・環境性能割について

自動車に関する県税

自動車税環境性能割（県税）

※ 自動車の取得時の税金として、令和元年10月1日より自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割が創設されました。

1 納める人（納税義務者）

自動車（特殊自動車、軽自動車、2輪車を除く）を取得した人が納税義務者となります。

ただし、自動車を割賦販売契約などにより購入した場合で、売主が所有権を留保している場合は、登録上使用者となっている買主が納税義務者となります。

2 納める額（納税額）

自動車の取得価額×税率

自家用 非課税～3% 営業用 非課税～2%

※ 税率は取得した自動車の環境性能により異なります。（2、3ページ参照）

3 免税点

自動車の取得価額が50万円以下の場合は課税されません。

4 申告及び納める方法

（型式指定車の場合、インターネットから申告・納税できます。（8ページ参照））

自動車の登録の際、神戸運輸監理部兵庫陸運部または神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所に隣接する県の窓口にて申告書を提出し、納めていただきます。

軽自動車税環境性能割（市町税）

※ 軽自動車の取得時の税金として、令和元年10月1日より、自動車取得税（県税）が廃止され、軽自動車税環境性能割（市町税）が創設されました。ただし、当分の間、県が賦課徴収を行います。

1 納める人（納税義務者）

軽自動車を取得した人が納税義務者となります。

ただし、軽自動車を割賦販売契約などにより購入した場合で、売主が所有権を留保している場合は、登録上使用者となっている買主が納税義務者となります。

2 納める額（納税額）

軽自動車の取得価額×税率

自家用・営業用 非課税～2%

※ 税率は取得した軽自動車の環境性能により異なります。（3ページ参照）

3 免税点

軽自動車の取得価額が50万円以下の場合は課税されません。

4 申告及び納める方法

（型式指定軽自動車、新車新規申請の場合、インターネットから申告・納税できます。（8ページ参照））

軽自動車の登録の際、軽自動車検査協会兵庫事務所または軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所に隣接する県の窓口にて申告書を提出し、納めていただきます。

○自動車税環境性能割（軽自動車以外） 税率区分

対 象 車				税率(%)	
				自家用	営業用
				R7.4～R8.3	R7.4～R8.3
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車				非課税	非課税
天然ガス自動車	車両総重量3.5t以下（H30年排出ガス規制基準適合車） H21年排出ガス規制に適合し、かつ、H21年排出ガス基準値より10%以上NOxの排出量が少ない自動車				
ガソリン 乗用車	「★★★★」 かつ	「R12年度燃費基準95%達成車」	かつ 「R2年度燃費基準達成車」		
		「R12年度燃費基準90%達成車」			
		「R12年度燃費基準85%達成車」		2.0	1.0
		「R12年度燃費基準80%達成車」			
		「R12年度燃費基準75%達成車」		3.0	2.0
		「R12年度燃費基準70%達成車」			
	上記のいずれにも該当しないもの				
L P G 乗用車	「★★★★」 かつ	「R12年度燃費基準95%達成車」	かつ 「R2年度燃費基準達成車」	非課税	非課税
		「R12年度燃費基準90%達成車」		1.0	0.5
		「R12年度燃費基準85%達成車」			
		「R12年度燃費基準80%達成車」		2.0	1.0
		「R12年度燃費基準75%達成車」			
		「R12年度燃費基準70%達成車」		3.0	2.0
	上記のいずれにも該当しないもの				
ディーゼル 乗用車	低排出ガスディーゼル乗用車 （「H21年排出ガス基準適合車」 または 「H30年排出ガス基準適合車」） かつ	「R12年度燃費基準95%達成車」	かつ 「R2年度燃費基準達成車」	非課税	非課税
		「R12年度燃費基準90%達成車」		1.0	0.5
		「R12年度燃費基準85%達成車」			
		「R12年度燃費基準80%達成車」		2.0	1.0
		「R12年度燃費基準75%達成車」			
		「R12年度燃費基準70%達成車」		3.0	2.0
	「H21年排出ガス基準適合車またはH30年排出ガス基準適合車」のうち上記のいずれにも該当しないもの 上記のいずれにも該当しないもの				

対 象 車			税率(%)	
			自家用	営業用
			R6.1～R8.3	R6.1～R8.3
ガソリン トラック 【車両総重量 2.5 t 以下】	「★★★★」 かつ	「R4 年度燃費基準105%達成車」	非課税	非課税
		「R4 年度燃費基準達成車」	1.0	0.5
		「R4 年度燃費基準95%達成車」	2.0	1.0
	上記のいずれにも該当しないもの		3.0	2.0
ガソリン バス 【車両総重量 3.5 t 以下】	「★★★★」 かつ	「R2 年度燃費基準105%達成車」	非課税	非課税
		「R2 年度燃費基準達成車」	1.0	0.5
	「★★★」 かつ	「R2 年度燃費基準110%達成車」	非課税	非課税
		「R2 年度燃費基準105%達成車」	1.0	0.5
		「R2 年度燃費基準達成車」	2.0	1.0
	上記のいずれにも該当しないもの		3.0	2.0
ディーゼル バス 【車両総重量 3.5t以下】	「H21年排出ガス基準10%低減」 または 「H30年排出ガス基準適合車」 かつ	「R2 年度燃費基準105%達成車」	非課税	非課税
		「R2 年度燃費基準達成車」	1.0	0.5
	「H21年排出ガス基準適合車」 かつ	「R2 年度燃費基準110%達成車」	非課税	非課税
		「R2 年度燃費基準105%達成車」	1.0	0.5
		「R2 年度燃費基準達成車」	2.0	1.0
	上記のいずれにも該当しないもの		3.0	2.0

○自動車税環境性能割（軽自動車以外） 税率区分

対 象 車			税率(%)	
			自家用	営業用
			R6.1～R8.3	R6.1～R8.3
ガソリン トラック 【車両総重量 2.5t 超 ～3.5t以下】	「★★★★」 かつ	「R4 年度燃費基準達成車」	非課税	非課税
		「R4 年度燃費基準95%達成車」	1.0	0.5
	「★★★」 かつ	「R4 年度燃費基準105%達成車」	非課税	非課税
		「R4 年度燃費基準達成車」	1.0	0.5
		「R4 年度燃費基準95%達成車」	2.0	1.0
	上記のいずれにも該当しないもの		3.0	2.0
ディーゼル トラック 【車両総重量 2.5t 超 ～3.5t以下】	「H21年排出ガス基準10%低減」 または 「H30年排出ガス基準適合車」 かつ	「R4 年度燃費基準達成車」	非課税	非課税
		「R4 年度燃費基準95%達成車」	1.0	0.5
	「H21年排出ガス基準適合車」 かつ	「R4 年度燃費基準105%達成車」	非課税	非課税
		「R4 年度燃費基準達成車」	1.0	0.5
		「R4 年度燃費基準95%達成車」	2.0	1.0
	上記のいずれにも該当しないもの		3.0	2.0
対 象 車			税率(%)	
			自家用	営業用
			R7.4～R8.3	R7.4～R8.3
ディーゼル バス トラック 【車両総重量 3.5t 超～】	「H21年排出ガス基準10%低減」 または 「H28年排出ガス基準適合車」 かつ	「R7 年度燃費基準105%達成車」	非課税	非課税
		「R7 年度燃費基準達成車」	1.0	0.5
		「R7 年度燃費基準95%達成車」	2.0	1.0
	上記のいずれにも該当しないもの		3.0	2.0

○軽自動車税環境性能割 税率区分

対 象 車				税率(%)			
				自家用	営業用		
				R7.4～R8.3	R7.4～R8.3		
電気軽自動車（燃料電池自動車を含む）				非課税	非課税		
天然ガス軽自動車 H30年排出ガス基準適合、または、H21年排出ガス基準値より10%以上NOxの排出量が少ない軽自動車							
乗用車	「★★★★」 かつ	「R12年度燃費基準80%達成車」	かつ 「R2 年度燃費基準達成車」			1.0	0.5
		「R12年度燃費基準75%達成車」				2.0	1.0
		「R12年度燃費基準70%達成車」		2.0			
	上記のいずれにも該当しないもの						
対 象 車				税率(%)			
				自家用	営業用		
				R6.1～R8.3	R6.1～R8.3		
トラック 【車両総重量 2.5 t 以下】	「★★★★」 かつ	「R4 年度燃費基準105%達成車」	非課税	非課税			
		「R4 年度燃費基準達成車」	1.0	0.5			
		「R4 年度燃費基準95%達成車」	2.0	1.0			
	上記のいずれにも該当しないもの		2.0	2.0			
	上記のいずれにも該当しないもの						

★★★★：「H17 年排出ガス規制に適合し、かつ、H17 年排出ガス基準値より 75%以上NOxの排出量が少ない自動車」または「H30 年排出ガス規制に適合し、かつ、H30 年排出ガス基準値より 50%以上NOxの排出量が少ない自動車」

★★★：「H17 年排出ガス規制に適合し、かつ、H17 年排出ガス基準値より 50%以上NOxの排出量が少ない自動車」または「H30 年排出ガス規制に適合し、かつ、H30 年排出ガス基準値より 25%以上NOxの排出量が少ない自動車」

※ 下線部については、JC08 モード燃費値およびWLTC モード燃費値を算定していない自動車に限り、次ページのとおりに読み替えた基準が適用されます。（4 ページ参照）

○税率読替え表

【軽自動車以外】

R12 年度、R 4 年度およびR 2 年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、ガソリン乗用車とトラック（2.5t 以下のみ）のうち、H22 年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車

(R7.4.1～R8.3.31)	
R12年度燃費基準	→ H22年度燃費基準
95%達成	205%達成
90%達成	194%達成
85%達成	184%達成
80%達成	173%達成
75%達成	162%達成
70%達成	151%達成
R2年度燃費基準	→ H22年度燃費基準
達 成	150%達成
R4年度燃費基準	→ H22年度燃費基準
105%達成	163%達成
達 成	155%達成
95%達成	147%達成

R12 年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、乗用車のうちR 2 年度およびH27 年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車

(R7.4.1～R8.3.31)	
R12年度燃費基準	→ R2年度燃費基準
95%達成	138%達成
90%達成	130%達成
85%達成	123%達成
80%達成	116%達成
75%達成	109%達成
70%達成	102%達成

R 7 年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、乗用車のうちH27 年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車

(R7.4.1～R8.3.31)	
R7年度燃費基準	→ H27年度燃費基準
105%達成	115%達成
達 成	110%達成
95%達成	105%達成

【軽自動車】

R12 年度、R 4 年度およびR 2 年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、乗用車とトラック（2.5t 以下のみ）のうち、H22 年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車

(R7.4.1～R8.3.31)	
R12年度燃費基準	→ H22年度燃費基準
80%達成	173%達成
75%達成	162%達成
70%達成	151%達成
R2年度燃費基準	→ H22年度燃費基準
達 成	150%達成
R4年度燃費基準	→ H22年度燃費基準
105%達成	163%達成
達 成	155%達成
95%達成	147%達成

R12 年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、乗用車のうちR 2 年度およびH27 年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車

(R7.4.1～R8.3.31)	
R12年度燃費基準	→ R2年度燃費基準
80%達成	116%達成
75%達成	109%達成
70%達成	102%達成

自動車税環境性能割の特例措置

初めて新規登録等を受けるノンステップバス等については、取得価額から控除をうけることができます。

対象区分		取得時期	措置内容
移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められたバス車両に係る構造・設備基準に適合車	ノンステップバス	R5.4.1～R9.3.31	取得価額から1千万円控除
	リフト付きバス(乗車定員30人以上の空港アクセスバス)		取得価額から800万円控除
	リフト付きバス(乗車定員30人以上)		取得価額から650万円控除
	リフト付きバス(乗車定員30人未満)		取得価額から200万円控除
バリアフリー性能の優れた車両の認定制度により認定を受けたユニバーサルデザインタクシー			取得価額から100万円控除
衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)搭載車両	乗車定員10人以上の立席のないバス等	R5.4.1～R9.3.31	取得価額から175万円控除
衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)搭載車両	車両総重量3.5t超のトラック(被けん引車を除く)	R5.4.1～R9.3.31	取得価額から175万円控除

自動車税種別割(県税) ※従来の自動車税が令和元年10月1日より、自動車税種別割に名称変更されました。

1 納める人(納税義務者)

兵庫県内に主たる定置場のある自動車をお持ちの人が納税義務者となります。

(軽自動車等を除きます。軽自動車には市町の軽自動車税種別割がかかります。)

ただし、割賦販売契約により購入した場合で、売主が所有権を留保している場合は、登録上使用者となっている買主が納税義務者となります。

2 納める額(納税額)

a 乗用車及びキャンピング車

総排気量	乗用車の年税額(円)			キャンピング車の年税額(円)	
	新車新規登録が令和元年9月以前の自家用	新車新規登録が令和元年10月以前の自家用	営業用	新車新規登録が令和元年9月以前の自家用	新車新規登録が令和元年10月以降の自家用
1,000cc以下	29,500	25,000	7,500	23,600	20,000
1,000cc超1,500cc以下	34,500	30,500	8,500	27,600	24,400
1,500cc超2,000cc以下	39,500	36,000	9,500	31,600	28,800
2,000cc超2,500cc以下	45,000	43,500	13,800	36,000	34,800
2,500cc超3,000cc以下	51,000	50,000	15,700	40,800	40,000
3,000cc超3,500cc以下	58,000	57,000	17,900	46,400	45,600
3,500cc超4,000cc以下	66,500	65,500	20,500	53,200	52,400
4,000cc超4,500cc以下	76,500	75,500	23,600	61,200	60,400
4,500cc超6,000cc以下	88,000	87,000	27,200	70,400	69,600
6,000cc超	111,000	110,000	40,700	88,800	88,000

b トラック(主なもの)

最大積載量	年税額(円)	
	自家用	営業用
1t以下	8,000	6,500
1t超2t以下	11,500	9,000
2t超3t以下	16,000	12,000
3t超4t以下	20,500	15,000
4t超5t以下	25,500	18,500

c ライトバン(最大積載量が1t以下の自動車の場合)

総排気量	年税額(円)	
	自家用	営業用
1,000cc以下	13,200	10,200
1,000cc超1,500cc以下	14,300	11,200
1,500cc超	16,000	12,800

※ライトバンとは、トラックのうち、最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずる自動車をいいます。

3 申告及び納める方法

(型式指定車の場合、インターネットから申告・納税できます。(8ページ参照))

自動車を購入したり、登録事項の変更などをしたときは、その日から7日以内(新規登録、変更登録または移転登録を申請するときは、その申請をする際)に申告書を提出します。

○納める方法

区 分	納 税 方 法
賦課期日（４月１日）現在に自動車を所有または使用している人	県税事務所から送付される納税通知書により、５月中に納めます（５月末日が休日の場合は６月の最初の平日が納期限となります）。
賦課期日後に新規登録した人 （３月中に新規登録した場合を除く）	登録の際、神戸運輸監理部兵庫陸運部または同姫路自動車検査登録事務所に隣接する県の窓口で申告し、月割で納めます。 月割の納税額＝ $\frac{\text{年税額} \times \text{登録月の翌月から３月までの月数}}{12}$

自動車税種別割のグリーン化

１ 初回新規登録から一定年数を経過した自動車に対する特例措置

新車新規登録から一定年数を経過した自動車については、税率が高くなります。

対 象 自 動 車	新車新規登録時期	措置内容
新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	新車新規登録が平成26年３月31日以前の自動車	経過した翌年度から通常の税率より、おおむね15%（バス・トラックは10%）高くなります。
新車新規登録から13年を超えているガソリン車・LPG車	新車新規登録が平成24年３月31日以前の自動車	

（注）電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、メタノール自動車、一般乗合用バス、被けん引車は除きます。

２ 環境性能の優れた自動車に対する軽減措置

（１）令和５～７年度（令和５年４月１日～令和８年３月31日）に新車新規登録（注①）された以下の自動車について、新車新規登録の翌年度に限り税率が軽減されます。

対 象 自 動 車		措置内容
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車（注②）、プラグインハイブリッド自動車		おおむね75%軽減されます。
営業用乗用車（ガソリン・LPG）	低排出ガス認定車『★★★★』（注③）かつ『令和12年度燃費基準90%達成車』かつ『令和2年度燃費基準達成車』	
営業用乗用車（ディーゼル）	平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合かつ『令和12年度燃費基準90%達成車』かつ『令和2年度燃費基準達成車』	

（注）低排出ガス認定車の条件、燃費基準達成車の条件、いずれか一方のみでは軽減対象にはなりません。

（注①）新車新規登録とは、初めての新規登録（道路運送車両法第7条第1項）をいいます。

（注②）天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準値より10%以上窒素酸化物の排出を低減させた車、または、平成30年天然ガス車基準に適合する車が対象です。

（注③）『★★★★』とは、平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出を低減させた車、または、平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出を低減させた車です。

（２）新車新規登録された自動車のうち環境負荷が小さいとして、新車新規登録の翌年度に自動車税種別割の軽減措置が行われていた自動車については、新車新規登録の翌々年度より通常税額に戻ります。

自動車税種別割の納付場所

自動車税種別割は次の場所で納めることができます。

- ・各金融機関
- ・コンビニエンスストア（バーコード付きの納付書で、コンビニエンスストア取扱期限までのものに限る。）
- ・県税事務所の窓口

また、上記以外でも次の方法で納めることができます。

●スマートフォン決済アプリ【地方税統一QRコード（e L-QR）が印字されている納付書に限ります】

地方税お支払サイトから、納付書表面に印字している地方税統一QRコード（e L-QR）を読み取り、納付手続をしてください。詳しくは「地方税お支払サイト」（<https://www.payment.eitax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

※ 金融機関、コンビニエンスストア、県税事務所窓口では、使用できません。

※ 納付書に記載された取扱い期限（「コンビニで収納可能な期限」と記載しています。）を過ぎると取扱いできません。

●クレジットカード【地方税統一QRコード（e L-QR）が印字されている納付書に限りです】

VISA、MasterCard、JCB、American Express、Diners Club のマークがついているクレジットカードが利用できます。

地方税お支払サイトから、納付書表面に印字している地方税統一QRコード（e L-QR）を読み取り、納付手続をしてください。

なお、税額に応じてシステム利用料がかかります。

詳しくは「地方税お支払サイト」（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

※ 金融機関、コンビニエンスストア、県税事務所窓口では、使用できません。

※ 納付書に記載された取扱い期限（「コンビニで収納可能な期限」と記載しています。）を過ぎると取扱いできません。

●Pay-easy（ペイジー）



「Pay-easy（ペイジー）」に対応したインターネットバンキングや、ATMのメニュー「税金・各種料金の払い込み」から納めることができます。

金融機関ごとに利用できるサービスが異なりますので、詳しくは「Pay-easy」のサイト（<https://www.pay-easy.jp/index.html>）をご覧ください。

!!ご注意下さい!!

スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング、ATM（Pay-easy）で納付された場合、

① 領収証書は発行されません。

② 自動車税種別割納税証明書（継続検査及び構造等変更検査用）片に領収日付印は押印されません。

これらを必要とされる方は、金融機関等の窓口、コンビニエンスストアで納めてください。

（納税証明書の取扱いについては以下を参照）

納税の方法について詳しくは兵庫県税務課ホームページをご覧ください。[兵庫県 納税方法](#)

納期限までに納めなかった場合

定められた納期限までに納められなかった場合は滞納として、督促状が送付され、本来納付すべき税額のほかに延滞金（年 8.7%（※））もあわせて納付しなければなりません。また、滞納したまましていると、財産を差し押さえられるなどの処分を受けることになります。

※ 納期限の翌日から一ヶ月を経過する日までの期間については年 2.4%、以後は年 8.7%となります。（令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの割合です。）100 円未満の端数があるときは端数を切り捨て、延滞金の額が 1,000 円未満であるときは、全額を切り捨てます。

継続検査及び構造等変更検査（車検）用納税証明書の取扱いについて

平成 27 年 9 月より、継続検査及び構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局において、自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能になりました。そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。

ただし、納付後、運輸支局にて納税確認ができるまで、おおむね 1 週間かかります。この期間内に車検を受ける場合には、金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税種別割納税証明書（継続検査及び構造等変更検査用）をご提示ください。

詳しくは、兵庫県ホームページ「自動車税種別割の納税確認の電子化」をご確認いただくか、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。（県税事務所お問い合わせ先は 9 ページ参照）

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）

1 概要

自動車を保有するために必要な各種手続（警察への保管場所証明＜車庫証明＞申請、運輸支局への登録申請、県税事務所への自動車税種別割および自動車税環境性能割の申告納税など）オンライン申請で一括して行うシステムです。

2 オンライン申請できる手続

型式指定車の新車新規登録・中古車新規登録・移転登録・変更登録・一時抹消登録・永久抹消登録・移転一時抹消登録・移転永久抹消登録・変更一時抹消登録・記載事項変更

※ 営業用自動車・特殊用途車・減免を申請する自動車・非課税車などについては、オンライン申請できない場合があります。

3 OSS手続の詳細およびお問い合わせについて

OSSホームページ (<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>) をご覧ください。

OSSヘルプデスク（050-5540-2000）

※ 受付時間8時30分～17時（年末年始を除く平日）

軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽OSS）

1 概要

軽自動車を購入する際に必要な各種手続（軽自動車検査協会への検査申請、県税事務所への軽自動車税環境性能割の申告納税など）をオンライン申請で一括して行うシステムです。

2 オンライン申請できる手続

型式指定された軽自動車の新車新規申請

※ 営業用自動車・特種用途車・減免を申請する自動車・非課税車などについては、オンライン申請できない場合があります。

3 OSS手続の詳細およびお問い合わせについて

軽OSSホームページ (<https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp/portal/index.html>) をご覧ください。

軽OSSヘルプデスク（050-3364-0800）

※ 受付時間8時30分～17時（年末年始を除く平日）

障害のある方に対する自動車税種別割・ 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免制度

1 減免対象となる自動車

障害のある方（以下「障害者」）の移動手段として、もっぱら継続的に使用される次に掲げる自動車が、対象となります。

減免できる自動車は障害者1人に対して1台（軽自動車を含む）です。

- （1）障害者またはその方の親族で生計を一にする方が取得又は所有し、運転する自動車
- （2）障害者のみの世帯の方が取得または所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転する自動車

2 減免申請の手続き（申請者は納税義務がある方です。）

（1）申請書類について

減免申請する際には、①減免申請書、②障害者手帳（原本）、③運転免許証または免許情報の記録されたマイナンバーカード【マイナ免許証】（原本）、④軽自動車税種別割の減免を受けていない証明書が必要となります。また、申請内容により⑤住民票（原本）、⑥障害者との扶養関係が確認できる書類、⑦常時介護の申立書、⑧今までの減免車を移転・抹消登録した場合は移転・抹消登録が確認できる車検証等（写し）が必要です。（ただし、移転・抹消登録から1週間以上経過している場合は不要）

（2）申請場所について

自動車の取得状況等に応じて、次の窓口にお問い合わせください（9ページの問い合わせ先を参照）。

- ①新しく自動車（軽自動車を含む）を購入（取得）される場合：自動車税審査課
- ②既に所有している自動車で、新たに自動車税種別割の減免を受ける場合：登録地を管轄する県税事務所

自動車税種別割についてのお問い合わせ・相談は

県税事務所	所在地		電話	担当地域
神戸※	653-8766	神戸市長田区二葉町5-1-32	(直)(078)647-9158	神戸市東灘区、灘区、中央区 兵庫区、北区
			(直)(078)647-9157	神戸市長田区、須磨区、 垂水区、西区
西宮	662-8503	西宮市櫛塚町2-28	(直)(0798)39-6113	尼崎市、西宮市、芦屋市
伊丹	664-8522	伊丹市千僧 1-51	(直)(072)785-7451	伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町
加古川	675-8566	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(直)(079)421-9271 (直)(079)421-9023	明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町
加東	673-1431	加東市社字西柿1075-2	(直)(0795)42-9331 (代)(0795)42-5111	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
姫路	670-0947	姫路市北条1-98	(直)(079)281-9104 (代)(079)281-3001	姫路市、神河町、市川町、 福崎町
龍野	679-4167	たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3	(直)(0791)63-5130 (直)(0791)63-5129	相生市、赤穂市、たつの市、 宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
豊岡	668-0025	豊岡市幸町 7-11	(直)(0796)26-3628 (代)(0796)23-1001	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町
丹波	669-3309	丹波市柏原町柏原688	(直)(0795)73-3746 (代)(0795)72-0500	丹波篠山市、丹波市
洲本	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	(直)(0799)26-2032 (代)(0799)22-3541	洲本市、南あわじ市、淡路市

※ 神戸県税事務所と西神戸県税事務所は統合のうえ、令和元年9月9日に新長田合同庁舎（神戸市長田区二葉町5-1-32）に移転しました。

自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の 申告のお問い合わせ・相談は

○普通自動車

ナンバー種類	県税事務所	所在地	電話
神戸ナンバー	神戸県税事務所 自動車税審査課	658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町33	(直)(078)441-0305
姫路ナンバー	姫路県税事務所 自動車税審査課	672-8035 姫路市飾磨区中島福路町3323	(直)(079)233-8260

○軽自動車

ナンバー種類	県税事務所	所在地	電話
神戸ナンバー	神戸県税事務所 軽自動車税審査課	658-0046 神戸市東灘区御影本町1-5-5	(直)(078)822-6050
姫路ナンバー	姫路県税事務所 自動車税審査課	672-8035 姫路市飾磨区中島福路町3323	(直)(079)233-8260

県税に関する兵庫県ホームページ「県税のあらまし」(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/tax.html>)